

第9回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 平成30年3月23日 午前10時00分
- 2 場所 滝沢市役所 4階 中会議室
- 3 日程
 - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 業務報告について
 - 日程第 4 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 日程第 5 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 日程第 6 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 7 議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第 8 議案第 5号 相続税の納税猶予に関する証明願いに対する可否の決定について
 - 日程第 9 議案第 6号 農地のあっせんについて
 - 日程第 10 議案第 7号 農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定について
 - 日程第 11 議案第 8号 平成30年度滝沢市農業労賃標準額設定について
 - 日程第 12 議案第 9号 農地の賃借料情報の提供について
 - 日程第 13 議案第10号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の算定について
 - 日程第 14 議案第11号 滝沢市農業委員会事務局職員の任免について
 - 日程第 15 報告第 1号 第4回農政小委員会報告について
 - 日程第 16 報告第 2号 農地法第3条の3の規定による通知について
 - 日程第 17 報告第 3号 農地転用届出の確認事務報告について
 - 日程第 18 報告第 4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 4 出席委員 農業委員 推進委員
 - 1 番委員 鈴木 文雄 菊地 和夫
 - 2 番委員 西村 秋良 金崎 修一
 - 3 番委員 吉清水 秀明
 - 5 番委員 工藤 肇
 - 6 番委員 武田 美紀
 - 7 番委員 齊藤 文一郎
 - 8 番委員 大森 泰英
 - 9 番委員 齊藤 新一
- 5 欠席委員 4 番委員 新田 義修
- 6 説明のために会議に出席したもの
農業委員会事務局 総括主査 田村 範夫
主任主査 海老澤 愛

開会時刻 平成30年3月23日 午前10時00分

議長 只今の出席委員は8名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

なお、推進委員2名が現地調査報告のため、出席しております。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮り致します。

本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。

議事録署名人につきましては、1番鈴木文雄委員と2番西村秋良委員を指名します。

書記には、事務局の田村総括主査と海老澤主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

田村総括主査 (第8回総会開催日の翌日以降の業務を報告する)

議長 議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規程による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

海老澤主任主査 今回の農地法第3条の許可申請は贈与による権利の移動が1件、使用貸借の更新が2件となっております。それでは、整理番号1番から説明いたします。議案書は4ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上について補足説明いたします。

整理番号1番は、分散している農地を集積して作業を効率化させるための所有権移転の許可申請となります。

整理番号2番及び3番につきましては、使用貸借による権利の移動で、経営移譲年金受給のための更新となります。

以上、8ページからの調査書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、鈴木文雄農業委員、菊地和夫推進委員、金崎修一推進委員が行っております。
本案件の現地調査報告ですが、整理番号2番以降の契約更新の案件につきましては現地調査を省略しておりますので、整理番号1番の新規契約について現地調査報告を行います。
整理番号1番の現地調査報告を、金崎修一推進委員にお願いします。

金崎推進委員 推進委員の金崎です。それでは、私のほうから整理番号1番について、3月15日に現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。
現地は積雪がありましたが、航空写真においても確認したところ、全体として広く農地として活用されていることが確認できました。
全部効率利用の関係については、事務局からの説明及び別添農地法第3条調査書にもございますとおり、譲受人の方が権利を得ている農地は、全て耕作されているということで、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。
以上で、議案第1号、整理番号1番の調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

田村総括主査 議案第2号について説明いたします。議案書は15ページです。

(議案書朗読説明)

補足説明します。申請地は陸上自衛隊岩手駐屯地と国道282号線に囲まれており、10ha未満の第2種農地と考えられ、集落に接続する形で

の転用であることから、許可し得るものと考えられます。
以上で説明を終わります。

議長 この案件の現地調査報告は、菊地和夫推進委員にお願いします。

菊地推進委員 推進委員の菊地です。

議案第2号整理番号1番について、3月15日に、現地を調査しましたので報告いたします。

申請地は、一本木小学校から北東へ約600メートルのところであり、周囲は陸上自衛隊岩手駐屯地と国道282号線に囲まれた農地でした。

今回の申請理由は、既存宅地に隣接する農地に農家住宅を建築するためとのことです。

また、転用に係る給水は滝沢市上水道から給水し、排水は合併浄化槽で処理したあと、浸透枳での地下浸透とのことです。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響が少なく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

田村総括主査 議案第3号にご説明いたします。議案書は19ページからです。整理番号1番からご説明します。

(議案書朗読説明)

補足説明いたします。

申請地は10ha以上の農地に接していることから、第1種農地と考えられますが、三方を宅地に囲まれ、集落に接続する形での転用であることから、許可し得るものと考えられます。

以上で整理番号1番の説明を終わります。

続きまして、整理番号2番から10番までを説明いたします。

整理番号2番から10番までは同一案件の一時転用です。整理番号2番を説明させていただきます。

(議案書朗読説明)

補足説明します。

申請地はJR大釜駅から300m以内に位置するものの、農振農用地であります。農用地においても一時転用期間が3年以内であれば許可し得るものとなっております。

また、整理番号3番から10番についても同様の内容となっておりますので、議案書24ページで説明させていただきます。

(議案書朗読説明)

補足説明いたします。

一時転用面積が大きいのは、貸付人ごとに水田の表土保管場を確保するためであり、農地の復元に最大限配慮した形になっております。

また、議案書25ページは貸付人ごとに位置を示した資料となっております。

以上で説明を終わります。

議長 この案件の現地調査報告は、菊地和夫推進委員にお願いします。

菊地推進委員 推進委員の菊地です。

議案第3号整理番号1番について、報告いたします。

申請地は、滝沢南中学校から南へ約600メートルのところであり、周囲は南側に市道をはさみ、農地がひろがっておりましたが、ほか三方は宅地に囲まれている農地でした。

今回の申請理由は、農家住宅を建築するためとのことです。

また、転用に係る給水は滝沢市上水道から給水し、排水は公共下水道に接続するとのことです。

続きまして、議案第3号整理番号2番から10番について報告いたします。

申請地は、JR大釜駅の北側に隣接しており、周囲は農地がひろがっておりました。事務局からの説明にありましたように、秋田新幹線に付いた雪や氷を融かすための施設の工事に伴う、一時転用とのことです。

なお、転用に係る給水及び排水はありません。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響が少なく、また、秋田新幹線に係る一時転用については、土地改良区と申請者において、農業用水路などに係る協議がなされていることから、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤主任主査 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の案件は、新規が1件、利用権貸借の更新が7件、となっております。
それでは、整理番号1番から説明させていただきますが、議案書は31ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告ですが、整理番号2番以降の再設定の案件については現地調査を省略しておりますので、整理番号1番の新規の集積計画について現地調査報告を行います。
現地調査報告は、金崎修一推進委員に報告をお願いします。

金崎推進委員 それでは、私のほうから整理番号1番について、ご報告申し上げます。
現地は積雪がありましたが、航空写真においても確認したところ、全体として広く農地として活用されていることが確認できました。
全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されているということで、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
以上で、議案第4号、整理番号1番の調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、相続税の納税猶予に関する証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

田村総括主査 議案第5号について説明します。議案書は44ページからです。

(議案書朗読説明)

以上について、補足説明します。

相続人は、納税猶予を継続するために、税務署長に納税猶予の継続届出書に、過去3年間の耕作状況と農業委員会の証明書を添付して、盛岡税務署長に届け出るものです。

今回は、過去の届出から現在までの納税猶予の対象となった農地の耕作状況や面積の異動等を証明するものであり、届出書類、農地の状況等から引き続き農業を継続していることを証明できると考えられるものです。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告については、金崎修一推進委員にお願いします。

金崎推進委員 推進委員の金崎です。

議案第5号整理番号1について、報告します。

納税猶予の対象となる農地は、滝沢市役所から南西へ約300メートルのところであり市街化区域に所在しており、宅地化が進んでいるものの、畑として利用されている農地であり、ここ2年は菜種を栽培し、菜種油に加工しているとのことでした。

調査日には積雪がありましたが、対象とする農地については荒れている様子はなく、適正に管理されていると思われ、問題ないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

西村委員 相続人の工藤信一さんが亡くなられた納税猶予はどうなるのですか。

田村総括主査 相続人が亡くなった場合は、納税免除となりますが、この農地を相続した方が相続税の対象となりますので、納税するか、猶予にするかということになります。

議長 ほかにも質疑ありますか。

工藤委員 納税猶予の対象農地は、市街化区域でも良いのですか。

田村総括主査 ほかにも納税猶予を受けている方でも市街化区域の農地を対象としている方がいます。相続した場合、相続税の控除額を超えた納税額を納税した場合に農業経営が継続できなることを防ぐための制度であります。

議長 ほかにも質疑ございますか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第5号、相続税の納税猶予に関する証明願いに対する可否の決定について、原案のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第5号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長 日程第9、議案第6号、農地のあっせんについてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤主任主査 農地のあっせんについては、農地の貸付けが1件、農地の買い受け及び借り受けが1件でございます。
議案資料は46ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

議長 暫時、休憩します。

(10時39分休憩)

(11時04分再開)

休憩前に引き続き、会議を再開します。
これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第6号整理番号1番、2番について、あっせんすることに決定してよろしいか、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号の各案件については、あつせんすることに決定しました。

整理番号1番のあつせん委員につきましては、2番西村秋良農業委員、藤村与志夫推進委員、駿河信一推進委員の3名の方をあつせん委員とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしということでございますので、整理番号1番については、2番西村秋良農業委員、藤村与志夫推進委員、駿河信一推進委員の3名の方をあつせん委員とすることに決定しました。

整理番号2番のあつせん委員につきましては、1番鈴木文雄農業委員、桑原和男推進委員、宮林和徳推進委員の3名の方をあつせん委員とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしということでございますので、整理番号2番については、1番鈴木文雄農業委員、桑原和男推進委員、宮林和徳推進委員の3名の方をあつせん委員とすることに決定しました。

議長

日程第10、議案第7号、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定についてを議題とします。事務局より説明させます。

海老澤主任主査 それでは、農地・非農地の判断につきまして説明させていただきます。案件は7件です。議案書は48ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上について補足説明いたします。

今回の案件は、平成29年8月22日及び平成29年9月8日に実施した農地パトロールにおいて現地確認が行われ、非農地事前通知を受け所有者から非農地証明願が出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長

本案件の農地は、平成29年8月22日から行った農地パトロールで確認済みであり、同年10月20日開催の農地パトロール実施結果報告会で報告しておりますので、現地調査報告は省略とします。

これより質疑に入ります。

工藤委員

5番工藤です。非農地の証明を受けた場合、その後の手続きはどのようなのか。また、非農地証明を受けた土地の固定資産税の扱いはどのようなのか伺います。

海老澤主任主査 非農地通知が出された後の手続きについてご説明いたします。
まずは、所有者には登記地目の変更の手続きをお願いしており、山林になるのか原野になるのかは法務局の登記官の判断になります。
但し、農業委員会には地目変更の強制力はありませんのであくまでも所有者にお願いするという立場でございます。
固定資産税については、非農地のデータは盛岡広域振興局、法務局、農林課、税務課に通知しております。税務課はデータに基づき、現地確認を行い評価を行い、非農地として課税された場合は農地よりも課税額が下がると思われます。
非農地の農振区分につきましては、農振の定期見直しにおいて整理することとしています。
土地改良区については非農地になったとしても賦課金が免除等になるものではなく、田ではないと判断するものではありませんので、所有者と土地改良区での協議することで改良区から了解を得ているものでございます。

議長 工藤委員、よろしいでしょうか。

工藤委員 はい。ありがとうございます。

議長 ほかに質疑ございますか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第7号、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定について、非農地と判断することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第7号は非農地と判断することに決定いたしました。

議長 日程第11、議案第8号、平成30年度滝沢市農業労賃標準額の設定についてを議題とします。
なお、関連がありますので、日程第15、報告第1号、第4回農政小委員会の報告について、鈴木農政小委員会委員長より報告して頂きます。

鈴木委員長 農政小委員会委員長の鈴木です。
それでは、私のほうから第4回農政小委員会の結果をご報告します。
2月22日に農政小委員会委員8名により、平成30年度滝沢市農業労賃標準額について協議いたしました。

この標準額つきましては、事務局から平成30年度農業労賃標準額にかかる説明を受け、出席委員から意見を頂き、標準額設定にかかる農業者、生産組織代表者などによる検討会における案を決定するものでございます。

議案書に添付されています顛末書のとおり、最低賃金の改定を受けて、人力作業の料金を改定し、機械作業の料金は、据え置きとする案といたしました。

また、検討会の委員については昨年度と同じ委員とすることに決定しました。

以上で、第4回農政小委員会の委員長報告とします。

議長 続きまして事務局より説明させます。

田村総括主査 議案第8号について説明します。議案書は50ページからです。

ただ今、鈴木農政小委員会委員長からご報告がありました、第4回農政小委員会の結果を受けまして、検討委員による検討会を開催いたしました。その顛末は議案書52ページにございますのでご覧ください。

3月5日に検討委員13名により検討会を開催し、最低賃金の上昇分を人力の作業労賃に反映させ、機械の部の作業労賃は据え置くこととしました。

但し、今後、適切な時期の改定に向けて検討していくこととしました。

また、確認事項として、もみ運搬を明記した場合、運送業法等、他法令との関係を確認することとし、関係機関に相談した結果、もみ運搬は水稻の刈取りとの一連の作業であるため、他法令には抵触しないとの見解でした。

また、他市町において明記しているところもあることから、平成30年度はもみ運搬の項目を起こし、わかりやすくしたものです。併せて、籾摺りの色彩選別も備考欄表示からわかりやすくしました。

資料50ページ、51ページの表の色が付いたところが改定する部分でございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

齊藤委員 消費税の金額が少ないのではないかと確認します。

田村総括主査 この表に示している金額は内税となっております。

外税方式ですと、バインダー作業7,000円として、消費税額が560円となり、全体で7,560円という金額表示になりますが、滝沢市では内税方式であり、7,000円の内税金額の中に消費税額が含まれているものとなっております。

かつては、滝沢市も外税だったのですが、ある時の総会において内税に変更になったと聞いております。

しかしながら、機械作業の料金は長らく据え置かれていること、消費税率が増税されることなどを踏まえ、今後の改定においては内税か外税かを

含めて、委員の皆さまと検討していきたいと考えております。

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第8号、平成30年度滝沢市農業労賃標準額の設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第8号は原案のとおり設定することに決定いたしました。

議長 日程第12、議案第9号、農地の賃借料情報の提供についてを議題とします。
事務局より説明させます。

田村総括主査 議案第9号についてご説明いたします。議案資料は54ページです。
今回の情報は、平成25年1月から平成29年12月までの5年間をまとめたものになります。
平均額の比較ですが、昨年対比で、田は2,600円の減、畑で3,100円の減、牧草畑で500円の減となっています。
データ処理には、全国農業会議からの計算シートを使用しています。
簡単ですが、以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第9号、農地の賃借料情報の提供について、原案のとおり提供することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第9号は原案のとおり提供することに決定いたしました。

議長 日程第13、議案第10号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤主任主査 別段面積についてご説明いたします。
平成21年1月に農林水産省より通知されました「農業委員会の適正な事務実施について」には、農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定の必要性について、毎年検討し公表することとされております。
これに基づき、滝沢市における別段面積の設定の必要性について、ご

説明いたします。資料は、56ページをご覧ください。

別段面積を設定するには、農地法施行規則第17条に定められております要件に該当していなければ設定することができないこととなっております、大きく二つの基準がございます。

まず一つ目には、設定しようとする面積より小さい面積で耕作している経営体が全体の40%を超えていること。

二つ目には、農地の遊休化が深刻な状況にあり、新規就農を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られない状況で、遊休農地が相当程度存在すること、であります。

一つ目の基準について、基礎となる農林業センサデータは現時点では2015農林業センサデータが最新となりますので、これを基にご説明いたします。

滝沢市における経営耕地面積規模別経営体数における50アール未満の経営体は、全体で765戸の内74戸、割合としては9.6%となります。基準となる40%には達しないため、こちらの基準には該当しない、ということになります。

次に、二つ目の基準についてご説明いたします。

遊休農地が相当程度存在すること、ということですが、2015農林業センサデータから算出したました遊休農地の岩手県内全体平均割合は、7.1%となっております。これに対し、滝沢市の割合は5.7%となっており、県全体の平均以下であることから相当程度存在する、との判断は難しいかと思われま。

以上の2つの基準において検討しました結果、今回滝沢市においては別段面積を設定できる要件には該当していない、ということになります。

なお、別段面積の検討については、平成29年11月6日に開催された第3回農地小委員会において、新規就農者の農地取得に50アールは負担が大きいと考えられるため、30アール程度にすることが望ましいのではないかという意見が出されました。また、農業情勢を考えると、区域を区切って別段面積を設けるなどの対応が必要になるのではないかとの意見が出されております。

今後も、新規就農者の支援体制整備に向けて継続して取り組みつつ、別段面積の設定について検討を続けていくことが必要であると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 質疑に入ります。

大森委員 8番大森です。

農地法施行規則第17条第1項第3号の規定は、50アール以上と定められている限り、満たせないと思いますが説明をお願いします。

海老澤主任主査 この規定の40%を超えることは岩手県内では困難だと思われま。57ページに県内の別段面積の設定状況をまとめておりますが、農地法施行規則第17条第2項を満たしている市町村が設定しているところですが、滝沢市では遊休農地の程度において条件を満たさないため、

その解消に向けた新規参入者に対する別段面積を設定できない状況となっているものです。

大森委員 遊休農地に関して、遊休農地を非農地証明していけば遊休農地自体が減少していくことになり、いつまでもこの規定を満たせないのではないのでしょうか。

海老澤主任主査 今回の農地法は残すべき農地をはっきりさせるというスタンスになっているわけですが、ここでいう遊休農地はセンサス上での定義であり、農家の自己申告が統計処理された数値であり、現時点では相当程度の遊休農地が存在するとは言えない状況になっているということです。

議長 ほかに質疑ございますか。

工藤委員 そうしますと、滝沢市では新規就農での50アール未満の面積を規定することは難しいということですか。

海老澤主任主査 基準としては、岩手県平均を上回るような遊休農地があれば可能だと思いますが、農地小委員会において、条件を満たした新規就農者に対しては貸借においては50アール未満でも許可しております。但し、売買での権利の設定は50アール以上としているものであります。

議長 工藤委員よろしいですか。

議長 ほかに質疑ございますか。

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第10号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、原案のとおり設定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。
よって、議案第10号は原案のとおり設定することに決定いたしました。

議長 日程第14、議案第11号、滝沢市農業委員会事務局職員の任免についてを議題とします。
事務局より説明させます。

田村総括主査 (議案書朗読説明)

議長 本案件は、人事案件のため、質疑を省略し、ただちに、採決に入ります。
議案第11号、滝沢市農業委員会事務局職員の任免について、承認する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第11号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 日程第15、報告第1号、第4回農政小委員会の報告については、議案第8号において、報告しておりますので省略とします。

議長 日程第16、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

海老澤主任主査 案件は2件です。議案書は63ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。
以上で報告を終わります。

議長 日程第17、報告第3号、農地転用届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

田村総括主査 農地転用届出の確認事務について、報告します。
農地転用届出は5条が1件です。
議案書は65ページをご覧ください。

(議案書説明)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。
以上で報告を終わります。

議長 日程第18、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告させます。

海老澤主任主査 農地法第18条第6項の規程による届出について報告します。
案件は5件です。議案書は67ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上につきまして、補足説明いたします。
整理番号1番から3番は、大釜駅秋田新幹線着落雪対策設備工事に伴う合意解約です。
整理番号4番は、受け手が耕作地を集約化することになったための合意解約です。

整理番号5番は、所有者の農家住宅新築に伴う転用のための合意解約です。

整理番号1番から3番及び5番については、工事終了後に再度権利の設定が予定されております。

以上で報告を終わります。

議長

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、第9回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 平成30年3月23日 午前11時55分